

8月から生活保護基準を引き下げ

「審査請求」運動で撤回させよう

生活保護基準を引き下げ

安倍政権は8月1日から生活保護基準の引き下げを強行。今回の基準引き下げは3年間で最大10%にも達し、戦後最大の歴史的な大改悪です。子どもが多い世帯ほど削減額が大きくなり、子どもの貧困にも拍車をかけます。

子育て世代ほど削減額大

生活保護基準の引き下げは、1950年に現行制度が開始されて以来、2003年(0.9%減)と2004年(0.2%減)にしか行われていません。最大10%にもおよぶ引き下げは初めてです。

削減額は今年度で150億円。3年間かけて670億円(6.5%)を予定しています。今年度は、年末に支給する期末一時金も70億円削減します。今回削られる生活扶助費は、食費、光熱費、衣類などに充てられる生活費そのものです。生活を切り詰める貧困世帯をさらに追い詰めます。

他の施策にも影響大

国民生活の最低ラインを示す生活保護基準は、低所得世帯に対する各種の支援施策の指標としても使われています。基準引き下げにより、就学援助(156万人が利用)や保育料減免などを打ち切られる世帯が出る可能性があるほか、最低賃金にも連動し、最賃の引き上げを阻害する要因にもなりかねません。

人間らしい暮らしを取り戻そう

生活保護基準の引き下げ撤回を求め、行政への不服申し立てを行う「審査請求」運動が全国で広がっています。生活と健康を守る会や反貧困ネットワークあい

審査請求

生活保護費の減額を知った日の翌日から60日以内に、都道府県知事に対して、減額を取り消すよう不服申し立てができます。書面のやりとりや口頭での意見陳述をへて、申し立ての翌日から50日以内に知事による裁決が出ます。裁決に不服があれば厚生労働相に再審査請求ができます。

生活扶助費の減額例(厚労省の試算・名古屋市など1級地-1の例)

20～40歳の夫婦	これまで	13万円	
	8月～	12万6000円	
	2015年4月～	11万7000円	(△10%)
夫婦(40歳代)と小・中学生	これまで	22万2000円	
	8月～	21万6000円	
	2015年4月～	20万2000円	(△9%)
(母子世帯)			
母(40歳代)と子2人(小・中学生)	これまで	21万5000円	
	8月～	20万9000円	
	2015年4月～	19万7000円	(△8.3%)
母(40歳代)と子5人(5歳、小学2人、高校生2人)	これまで	32万7000円	
	8月～	31万8000円	
	2015年4月～	30万円	(△8.3%)
母(30歳代)と子6人(0歳、5歳、小学1人、中学2人、高校生1人)	これまで	37万6000円	
	8月～	36万6000円	
	2015年4月～	34万6000円	(△7.7%)
(高齢世帯)			
70歳以上単身	これまで	7万7000円	
	8月～	7万6000円	
	2015年4月～	7万4000円	(△3.9%)

ちなど貧困問題にとりくむ団体や法律家などが利用者に呼びかけ、9月半ばに集中的に請求手続きをする方針です。

引き下げ後、初の保護費支給日に実施された各地の街頭宣伝が大きな反響を呼びました。市民からは、引き下げで「生きていく希望をなくす」(70代女性)などの声もあり、日本共産党名古屋市議団は「引き下げを撤回させることが国民全体の暮らしを守ることにもつながる。人間らしい暮らしとは何かを問う問題だ」と訴え、審査請求を行うよう呼びかけています。

審査請求には7月に届いた生活保護変更決定通知書が必要です。審査請求書や委任状などについては、各議員事務所や地区委員会などにお問い合わせください。

